

連番	質問	回答
1	保育所等を賃貸物件で運営する場合、開所後の賃料を補助する制度はあるのか。	保育所や小規模保育事業所を賃貸物件で運営する場合は、こども家庭庁が示す「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（こども家庭庁告示第15号）（施行日：令和5年12月6日）別表第2 保育所（保育認定）、別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）において、賃借料加算について記載がありますので、ご参考ください。 ※鹿児島市は、その他地域－d地域に該当
2	鹿児島市保育所等設置支援補助金について、中古物件を購入し内装を改修（備品購入も含む）する場合も補助対象となるのか。	「鹿児島市保育所等設置支援補助金交付要綱」にありますとおり、小規模保育事業（A型）を整備する場合は、自己所有物件又は賃貸物件は補助の対象となり、保育所を整備する場合は、賃貸物件のみが補助の対象となります。
3	「令和5年度 認可保育所等の設置・運営事業者募集に関する申込書」の提出書類一覧表にある、様式1-2「地域周辺住民への説明等について（報告）」は、事業者の決定前に地域住民等への説明が必要なのか。	「募集要領－4. 応募条件（4）地域等の理解について」にありますとおり、保育所等の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等の理解と協力が必要になることから、応募前に必ず応募者自らで直接整備計画の説明を行い、地域住民等の理解と同意を得るよう努めてください。

※このQ & Aは随時更新します。